

平成30年度

社会福祉法人田子町社会福祉協議会

# 事業計画

社会福祉法人田子町社会福祉協議会

# 平成30年度 社会福祉法人田子町社会福祉協議会事業計画

## 1. 基本方針

近年、様々な分野で「地域の力」への期待が高まり、生活全般に関わる課題について、地域住民が自ら取り組み、解決の主体になることが期待されている。

こうした動きは、地域住民が身近な地域でそれぞれの実情に合わせて課題に取り組むことによって、より効率的・効果的に生活課題を解決できることも多いからである。

平成29年度には第3次田子町地域福祉活動計画を策定し、多様化・複雑化している福祉課題・生活課題を住民ひとりひとりが把握し、その解決に向けた取り組むべき方向性を示した。

他方、社会福祉法の改正により「住まい」「医療」「介護」「介護予防」「生活支援」の5つのサービスを一体的に提供できるネットワークづくりを進める地域包括ケアシステムの推進、さらには今年度改定となる介護報酬においても、システム推進のために医療と介護の連携や高齢者の自立支援、重度化防止の強化が求められた。

このような中、本会においても地域福祉活動計画の積極的な実践が重要となっており、田子町地域福祉活動計画と行政計画である田子町地域福祉計画との整合性を図りながら、『みんなでつくる心のかようやさしい福祉のまち』を目指し、地域の介護や援護を必要とする人々が安心して生活できるよう、町をはじめ関係機関、団体や住民との連携をさらに深め、住民のまちづくりへの参加を基本とした事業の実施と必要なサービスの提供に努めていく。

## 2. 推進項目

### (一) 社協組織と財政基盤及び相談援助体制の強化

当町の財政再建計画の実施及び時代の変化を踏まえ、事務・事業等の見直しを行いながら、役職員一丸となって自己評価や研修等に積極的に取り組み、経営の健全化に努める。また、実態調査や総合相談事業の充実を図り福祉課題の把握に努めながら、福祉サービスの維持・向上や新しいサービスの開拓と地域福祉の向上に努める。

#### ① 法人の適切な経営

ア. 本会の理念・基本方針を明文化し、すべての役職員が目指す方向性を示す。

イ. 役職員全員で社協が実施する事業の自己評価を行い具体的な課題の改善に取り組む。

ウ. 緊急（災害）時の対応マニュアルを作成し職員の出勤や連絡体制を明らかにし、町や関係機関と協議し適切な対応ができるようにする。

エ. キャリアパス体制を整備し、職員の資質向上に向けて職員の職務や習熟度に合わせた内部研修を実施するほか、職員の資格取得支援や外部研修会等へ積極的な参加を支援する。

オ. 内部研修の実施や外部研修への派遣等を計画的に実施する。

カ. 幹部会議（事務局長、次長、管理者、主任）並びに管理者会議を開催し健全な経営に努める。

② 責任ある執行体制のための理事会等の組織強化

ア. 正副会長会議を毎月開催し、必要な情報交換や運営の協議等を行う。

イ. 理事会を年3回（6月・11月・3月）のほか必要に応じて開催する。

ウ. 法人運営の監督及び役員へのけん制機能として定時評議員会を1回（6月）、評議員会を年2回（11月・3月）のほか必要に応じて開催する。

エ. 適正な事業実施と財務規律強化のため、本会監事による監査を年2回実施（5月・11月）、外部の専門家による会計処理等の点検を実施する。

オ. 理事・監事、評議員、福祉協力員及び各種委員の研修会への参加及び研修を実施し資質の向上に努める。

③ 相談事業の強化と関係機関とのネットワーク体制の確立

ア. 関係機関（人権・行政相談、法律、介護保険等）と連携を取りながらあらゆる相談に応じ、住民の福祉課題の解決につながるよう心配ごと相談所の充実を図る。

イ. 関係機関相互の情報交換会、勉強会等を開催し、相談ネットワークを構築するために関係機関と協議する。

④ 財源の安定的確保

事務局職員の人件費や公的な事業費については、本会が地域福祉を進める民間団体の中核的組織という公共性に鑑み、町当局の理解を得ながら助成金等の確保に努める。

一方、共同募金配分金や民間の助成金等を積極的に活用し事業の継続性・発展性の確保に努める。

ア. 会費の目的（使途）を明らかにし、会費（員）の募集を行う。特に、団体賛助会費の加入促進に努める。

イ. 役員及び事務局職員の人件費の公費補助の確保に努める。

ウ. 共同募金運動に協力し配分金（地域福祉活動資金）の確保に努める。

エ. 社協が取り組まなければならない事業について特定預金の計画的な積立を行う。

⑤ 福祉サービス利用者援助

ア. 日常生活自立支援事業を必要な人たちが利用できるよう支援する。

イ. 本会の事業にかかる苦情受付及び解決について住民並びに役職員への周知を図る。

ウ. 苦情解決、第三者委員を設置し利用者からの苦情を解決するための体制を整備し利用者の権利を擁護するとともに本会が提供するサービスの向上を図る。

⑥ 福祉団体等の育成

ア. 老人クラブ、身体障害者福祉会、手をつなぐ育成会への助成と各団体の事務局を担当し活動の支援を行う。

イ. 各福祉団体の自主運営に向けた支援に努める。

⑦ 低所得者並びに離職者等の自立支援

ア. 生活困窮者自立相談支援事業の適切な利用により生活困窮者の経済的自立と生活

意欲を促進するとともに、低所得世帯や障害者世帯などに対して民生委員と連携を図りながら生活福祉資金の貸付や償還指導を行い対象世帯の自立を支援する。

イ. 緊急の資金などの（たすけあい資金）貸付けを行い、生活の自立を支援する。

ウ. 生活困窮に陥っている方に対し、一時的に食料を提供し支援する。

#### ⑧ 福祉課題の把握

ア. 関係機関（町・民協）と協議し要援護者台帳の整備に努める。

イ. 自治会、民生委員、福祉協力員、ほのぼの協力員、福祉安心電話協力員や保健推進員等と連携し地域の福祉課題の把握に努める。

ウ. 各地域の「集える場所」等の把握を行いサロン活動の拡充につなげる。

### (二) 高齢者が元気でいきいきと長生きし、障害者にやさしいまちをつくる

単身の高齢者や高齢者のみの世帯、介護を必要とする高齢者や障害者など援護を必要とする人々に対し、介護保険サービス及び障害者福祉サービス等を提供するとともに地域住民の組織的な活動や他の福祉サービスと合わせて安心して暮らせるよう支援する。

一方、介護サービスを取り巻く環境は依然厳しい状況ではあるが、サービスの質を確保しながら健全な経営に努めるとともに、要援護者等への個別的広報活動と相談を行い介護サービスの適切な利用の促進に努める。

#### ① 高齢者の仲間づくり支援と交流活動の推進

ア. 寄りあいっこ事業を毎月1回開催し、閉じこもり予防と仲間づくりを進める。

イ. 閉じこもりの高齢者に対する働きかけの方法を検討する。

ウ. 学校や保育園等でのふれあい活動による高齢者の社会参加意識の高揚を図る。

#### ② 田子町老人福祉センターの指定管理事業（平成30年度～平成32年度）

高齢者等の健康及び福祉増進を図るために各種相談、入浴サービス、レクリエーションの場となるよう利用者が安全かつ安心して施設を利用できるよう配慮しながら高齢者福祉の増進に努める。

#### ③ 介護予防活動と介護保険サービスの活用

##### ア. 介護保険事業の実施

在宅で介護を要する高齢者や障害者が日常生活の援助を受けながら安心して生活できるように努める。また、地域支援事業に対応しながら、サービスに対する満足度や要望等の調査を実施し、健全な経営及びサービスの質の向上に努める。

##### ○居宅介護支援事業（介護保険給付）

利用者の選択に基づき、適切な保健・医療・福祉サービスを多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう支援するとともに、新規の利用者の確保に努める。

##### ○訪問介護事業（介護保険給付・総合支援事業・障害者自立支援給付）

高齢者や障害者が自宅で安心かつ自立した生活が送れるよう365日24時間のサー

ビスを提供する。また、ケアマネジャーや地域包括支援センターとの連携を深め、利用者の状況に応じた情報交換及び援助内容や時間帯等への提案を行い適切なサービスの提供に努める。

○通所介護事業（介護保険給付・総合支援事業・障害者自立支援給付）

社会参加を促進しながら日常生活が活性化するよう個別の心身機能の維持向上を図り、「選ばれるデイサービス」を目指す。利用者ひとりひとりの状態に合わせたサービスの提供に努め、また利用者の重度化へ対応したサービス提供に努める。

イ. 介護予防活動の推進

介護予防に関する講演や講座を開催するとともに、老人クラブ活動や寄りあいっこ事業等で健康づくり体操やレクリエーションを実施し、健康寿命の啓発を行い心身の機能低下を予防するよう努める。

④ 利用者本位の柔軟な福祉サービスの提供

ア. 配食サービス事業（受託事業）

栄養バランスの取れた定期的な食事を提供し、安否確認と合わせて高齢者等の健康維持・増進を図る。また、病気の時などの緊急時の利用や対象者の拡大等を町と協議検討する。

イ. 福祉機器の貸出を行い在宅介護の支援を行う。

ウ. 福祉安心電話設置希望の調査と協力員ネットワーク体制の見直し等を行う。

エ. 高齢者世帯等の安全のため、町、警察、消防、東北電力、防犯協会等との連携による高齢者等への防火防犯巡回活動を実施する。

オ. 福祉有償運送事業（補助事業）

公共交通機関の利用が困難で移動に何らかの制約を抱えている要介護者等の通院や入退院、施設の入退所の送迎サービスを実施する。

⑤ 在宅介護者の支援

ア. 介護教室を開催し介護の知識・技術の習得を支援する。

イ. 在宅介護者を対象にしたリフレッシュ事業を実施する。

⑥ ノーマライゼーションの推進とインクルーシブ社会の実現

ア. 障害に対する理解を深めるために学習・啓発活動を行う。

イ. 障害者とボランティア等が交流できる場づくりを進めていく。

⑦ 障害者の社会参加と福祉的就労にむけた支援

ア. 町と連携して障害者の就労についての研修会やPR活動を支援する。

イ. 障害者理解に向けて町内事業所との懇談会を実施する。

ウ. 老人福祉センターの厨房を提供し、当事者団体やボランティア・地域住民との交流の機会を設ける。

(三) 子どもが健全に育っていくまちをつくる

出生数が減少していくなかで、すべての子どもたちを地域の財産として捉え、地域

の中でふれあいながら、安心して産み、子育てできる環境と体制づくりを確立するために町をはじめ保育所、学校等の関係機関や地域住民と連携して地域の支援体制づくりを目指す。

- ① 住民参加による子育て支援の仕組みを検討する。
- ② 母子・父子世帯のニーズを把握し、課題の解決につなげるよう検討する。
- ③ 関係機関との連携を密にして専門的相談に対応できるよう相談事業の充実を図る。
- ④ 田子町学童保育施設「すくすく館」の指定管理者として町内3ヶ所での学童保育事業の実施並びに子育て支援（子育てサロン）の充実を図る。

#### (四) みんなで築くふれあいの地域づくりを推進する

公的なサービスの狭間で支援の手が届かず課題の解決に至っていない人たちも少なくない。地域住民の相互扶助の意識を高め、思いやりの心を育む体制づくりに努め、住民が参画する新たな活動の開拓に努める。

- ① ほのぼのコミュニティ21推進事業の充実
  - ア. 地域に出向いて社協事業の啓発や地域の情報交換を行いながら地域福祉推進に努める。
  - イ. 町が推進する「田子町地域見守りネットワーク」と連携し町全体での見守り体制を整備するために、すべての自治会で「ほのぼの協力員」を配置できるよう各自治会との協議を進めていく。
  - ウ. 福祉安心電話協力員との連携による効果的な見守り活動を推進する。
  - エ. 各自治会等で実施する高齢者や障害者、子育て支援などのサロン活動に町と共に助成金を交付しサロン活動の普及と充実を図る。
- ② 支えあいの意識を育て住民参加による活動を推進する。
  - ア. 地域ごとに福祉活動に関する組織の設置を目指す。
  - イ. 各自治会と情報交換や協議を行い、地域支え合いマップ（仮称）の作成をすすめていく。
- ③ 町と連携した災害時の助け合いシステムの構築
  - ア. 町、田子町民生委員児童委員協議会及び自治会等と協力し、災害時要援護者（単身の高齢者や障害者等）に対する災害時における地域ごとの具体的なネットワーク体制づくりに務める。
- ④ 幼児期からの一貫した福祉教育の推進
  - ア. 幼児期からの福祉教育のカリキュラム作成に向けて教育委員会等と協議をする。
  - イ. 福祉協力校の指定と児童生徒の福祉活動の支援をする。
  - ウ. 福祉協力校連絡会議を開催し活動の活性化に努める。

- ⑤ 必要とされるボランティア活動の開拓と活動グループの組織化を図り、ボランティア活動の活性化を図る。
- ア. ボランティアに関する情報提供や活動の調整・啓発宣伝を行うボランティアセンターの設置及びボランティアコーディネーターの配置について、町と協議検討する。
  - イ. ボランティアに関する講座等の開催と組織化を図る。
  - ウ. 活動の情報提供、各種研修会や体験学習の実施及び出張福祉講座を開催する。
  - エ. ボランティア活動の開拓及び連絡調整（斡旋・登録）を行う。
  - オ. サロン活動・イベント等の協力者（様々な特技・技術を持った人）を確保するために町民にPRし、人材登録してもらうよう努める。
- ⑥ 福祉情報の提供と啓発活動の推進
- ア. 社協だよりを年6回発行し社協事業の啓発と福祉の情報提供に努める。
  - イ. ホームページの運営・更新により事業運営の透明化の向上、社協事業の啓発と福祉の情報提供に努める。
  - ウ. 第52回田子町社会福祉大会を開催し福祉のまちづくりの意識を高める。
  - エ. T C Vを活用し日常的に情報提供を行うとともに、社協や福祉に関する番組の制作・放送等を通じて、住民が必要とする情報を発信し、福祉に関する多様な体験・学習の場を提供できるよう努める。